

八千代市道路占用規則をここに公布する。

平成31年3月26日

八千代市長 服部友則

八千代市規則第17号

八千代市道路占用規則

八千代市道路占用規則（昭和39年八千代市規則第19号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、法令その他別に定めがあるもののほか、道路法（昭和27年法律第180号。以下「法」という。）に基づき市が管理する道路及び道路予定区域（以下「道路」という。）の占用並びに八千代市道路占用料徴収条例（昭和39年八千代市条例第18号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

（道路の占用の許可等）

第2条 法第32条第1項若しくは第3項又は第35条の規定により道路の占用の許可を受け、又は協議をしようとする者は、道路占用許可申請書（第1号様式）に、次に掲げる図書を添えて市長に提出しなければならない。ただし、市長が特に認めた場合は、図書の一部を省略することができる。

- (1) 道路の占用をする場所及びその付近を表示した図面
- (2) 道路の占用をする位置を表示した図面
- (3) 工作物、物件又は施設の形状及び寸法を表示した図面
- (4) 道路の占用をする位置の現況を撮影した写真
- (5) その他市長が特に必要と認めたもの

2 市長は、前項の規定による許可申請又は協議があったときは、この規則に定めるもののほか、別に定める基準によりその内容の審査をし、許可又は回答をする場合には道路占用許可書（第2号様式）を、不許可とする場合には道路占用不許可通知書（第3号様式）を交付するものとする。

3 市長は、第1項の規定による許可申請の内容の適否の決定について、当該

申請のあった日から15日以内に行うものとする。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- (1) 申請書類の不備について補正を要した場合
- (2) 申請後に申請者が当該申請の内容を変更した場合
- (3) 申請の内容について関係機関との協議を要した場合
- (4) その他市長が申請の内容を特に慎重に審査する必要があると認めた場合
(水道、電気、ガス事業等の工事の計画書)

第3条 法第36条第1項の規定による提出すべき工事の計画書は、道路占用工事計画書（第4号様式）とする。

(道路占用者の権利の譲渡等の禁止)

第4条 道路占用者は、道路の占用の許可に基づく一切の権利について譲渡し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、権利の譲渡についてやむを得ないと市長が承認したときは、この限りでない。

2 前項ただし書の規定による市長の承認を受けようとする譲受人は、権利譲渡承認申請書（第5号様式）に、市長が必要と認める書類を添えて申請をしなければならない。

3 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、承認をする場合には権利譲渡承認通知書（第6号様式）を、不承認とする場合には権利譲渡不承認通知書（第7号様式）を交付するものとする。

(道路占用者の権利及び義務の承継手続)

第5条 法人の合併又は相続により道路占用者の権利及び義務について承継があったときは、その承継を受けた者は、道路占用承継承認申請書（第8号様式）にその事実が記載された書類を添えて市長に申請をし、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、承認をする場合には道路占用承継承認通知書（第9号様式）を、不承認とする場合には道路占用承継不承認通知書（第10号様式）を交付するものとする。

(道路占用者に関する変更手続)

第6条 道路占用者は、氏名又は住所（法人にあっては、その名称若しくは代表者の氏名又は主たる事務所の所在地）に変更があったときは、道路占用者

変更届出書（第 1 1 号様式）を市長に提出しなければならない。

（舗装道路の掘削の制限）

第 7 条 新設又は全面的な補修を行った道路は、3 年間掘削することができない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- (1) 水管，下水道管，ガス管等の各戸引込管等を埋設する場合
- (2) 災害の防止又は事故の復旧のために緊急を要する場合
- (3) その他やむを得ないと市長が認めた場合

（道路の占用に関する工事の完了の届出）

第 8 条 道路占用者は、道路の占用に関する工事を完了したときは、速やかに道路占用工事完了届（第 1 2 号様式）を市長に提出し、その検査を受けなければならない。

2 市長は、前項の検査の結果、不相当と認めた場合は、道路占用者に対し再施工を命ずることがある。

（道路の占用に関する工事の瑕疵担保責任）

第 9 条 前条第 1 項の検査が終了した日から 2 年間、道路の占用に関する工事の瑕疵に起因して、道路に損傷，沈下等が生じたときは、道路占用者の責任において直ちに補修しなければならない。

（占用物件の管理）

第 1 0 条 道路占用者は、占用物件の維持管理を行い、破損，汚損等によって交通，美観その他道路管理上支障をきたさないようにするとともに、道路の占用に起因して道路管理者若しくは第三者に損害を与え、又は第三者から苦情があった場合には、その損害を賠償し、又は苦情処理の措置を講じなければならない。

（占用料の徴収の特例及び減免手続）

第 1 1 条 条例第 4 条の規定による占用料の徴収の特例又は条例第 6 条の規定による占用料の減免を受けようとする道路占用者は、道路占用料分割納入等申請書（第 1 3 号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、その適否を決定し、道路占用料分割納入等決定通知書（第 1 4 号様式）により通知するものとする。

(占用料減免の基準)

第12条 市長は、次に掲げる場合において、条例第6条の規定による占用料の減免をすることができる。

- (1) 沿道家屋から道路に出入りする通路を設置するために必要な路端、のり敷き等を使用するとき。ただし、一戸につき道路の幅員2メートルを超えるものは除く。
- (2) 公共性を有する街灯又は防犯灯を設置するために占有するとき。
- (3) 恒例による縁日、祭典、商店街の売出し等のために一時的に占有するとき。
- (4) 水管、下水道管、ガス管等の各戸引込管等を設置するために占有するとき。
- (5) 公衆の用に供する軌道、水道及び下水道の事業のために占有するとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めたとき。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則施行の際、現にこの規則による改正前の八千代市道路占有規則（昭和39年八千代市規則第19号）の規定により道路の占有に関する許可を受けている者は、別段の処置がなされ、又は処置を命ぜられない限り、この規則の相当の規定によって許可を受けたものとみなす。